

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づく公表について

平成 28 年 2 月 26 日  
地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づき、地域経済活性化支援機構が平成 27 年 10 月 1 日から同 12 月 31 日までの期間において行った再生支援決定その他の決定事項等について、以下のとおり公表します。

1. 再生支援決定を行った件数

4 件

2. 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数

該当なし

3. 再生支援決定を撤回した件数

該当なし

4. 買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び信託の引受けに係る貸付債権の元本総額

(1) 再生支援対象事業者の概要

①近畿地方の繊維・衣類等卸売事業者

②近畿地方の飲食店事業者

(2) 買取りに係る債権の元本総額

3,094 百万円

(3) 信託の引受けに係る貸付け債権の元本総額

該当なし

5. 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあつては、現物出資された債権の元本総額）

(1) 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要

①近畿地方の繊維・衣類等卸売事業者

②近畿地方の飲食店事業者

(2) 出資決定を行った再生支援対象事業者の出資総額

450 百万円

6. 再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び再生支援対象事業者に係る株式又は持分の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処

分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る貸付債権の元本総額を除く。以下において同じ。）及び処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額

（１）債権の処分を行った件数

債務の免除：該当なし、債権の譲渡：該当なし、その他：１件

（２）株式又は持分の処分を行った件数

譲渡：該当なし、消却：該当なし、その他：該当なし

（３）処分時における再生支援対象事業者に対する債権の元本総額

325 百万円

（４）処分後における再生支援対象事業者に対する債権の元本総額

該当なし

7. 一の再生支援決定に係る全ての業務を完了した再生支援対象事業者の概要及び再生支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

（１）再生支援対象事業者の概要

① 関東地方の医療事業者

② 北陸地方の航空機・同附属品製造事業者

（２）買取決定に係る債権の買取価格の総額

387 百万円

8. 特定支援決定を行った件数、特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長の決定を行った件数、特定支援決定を撤回した件数、特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者の業種及び買取りに係る債権の元本総額、特定支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における特定支援対象事業者に対する当該債権の元本総額及び処分後における特定支援対象事業者に対する当該債権の元本総額、一の特定支援決定に係る全ての業務を完了した特定支援対象事業者の業種及び特定支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

（１）特定支援決定を行った件数

２件

（２）特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長を行った件数

該当なし

（３）特定支援決定を撤回した件数

該当なし

（４）特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者の業種

① 織物事業者

② 水産食料品製造事業者

③ 建築材料卸売事業者

- ④ 宿泊事業者
- ⑤ 酒類卸売事業者
- ⑥ 衣服卸売事業者

(5) 買取りに係る債権の元本総額

4,701 百万円

(6) 上記 (1) から (5) 以外の決定事項等

該当なし

9. 特定信託引受対象事業者の概要、特定信託引受けに係る貸付債権の元本総額及び一の特定信託引受決定に係る全ての業務を完了した特定信託引受対象事業者の概要

該当なし

10. 特定事業再生支援会社の名称、特定事業再生支援会社ごとの特定出資の額及び一の特定出資決定に係る全ての業務を完了した特定事業再生支援会社の名称

該当なし

11. 特定専門家派遣決定を行った件数

17 件

12. 特定組合出資決定を行った対象特定組合の概要及び特定組合出資の額

(1) 特定組合出資決定を行った対象特定組合の概要

①組 合 名：あわぎん地方創生投資事業有限責任組合

徳島県を中心とする地域を対象に、地域経済活性化及び産業振興に資する中堅・中小企業等の事業者支援を行う

出資決定日：平成 27 年 10 月 2 日

②組 合 名：S I 地域創生ファンド投資事業有限責任組合

官民連携が推進されている関西経済圏を確かな成長軌道に乗せていくため、事業者に対する成長資金の供給と事業者の特性を伸ばさせる具体的な成長方針に沿った経営支援の両面での支援を行う

出資決定日：平成 27 年 10 月 2 日

③組 合 名：高知県観光活性化投資事業有限責任組合

高知県における観光消費額等の増大を図る「観光周遊活性化モデル」の構築及び地域の経済・雇用を支える観光産業の発展に向けた取り組み支援を行う

出資決定日：平成 27 年 10 月 23 日

④組 合 名：いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合

茨城県勝田駅東口周辺(ひたちなか市)及び坂東市市街地(坂東市)の商店街の面的活性化及び賑わい創出貢献のため、同商店街に関わる事業者の様々な取組み支援を行う

出資決定日：平成 27 年 12 月 18 日

(2) 特定組合出資の額

1,300 百万円

13. 特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

(1) 会 社 名：REVICキャピタル株式会社

設 立：平成 25 年 6 月 28 日 (特定経営管理決定：平成 25 年 6 月 20 日)

所 在 地：東京都千代田区

資 本 金：約 100 百万円

業 務 内 容：地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等

- 活 動 状 況：ア) ①平成 27 年 10 月 1 日に、株式会社大分銀行、株式会社熊本銀行、株式会社親和銀行、株式会社福岡銀行、株式会社宮崎銀行と共同で地域活性化ファンド(名称：「九州観光活性化投資事業有限責任組合」)を設立し、株式会社RD観光ソリューションズと共同運営を開始
- ②平成 27 年 10 月 1 日に、株式会社千葉銀行と共同で地域活性化ファンド(名称：「広域ちば地域活性化投資事業有限責任組合」)を設立し、ちばぎんキャピタル株式会社と共同運営を開始
- ③平成 27 年 10 月 7 日に、株式会社阿波銀行と共同で地域活性化ファンド(名称：「あわぎん地方創生投資事業有限責任組合」)を設立し、阿波銀コンサルティング株式会社と共同運営を開始
- ④平成 27 年 10 月 26 日に、株式会社四国銀行と共同で地域活性化ファンド(名称：「高知県観光活性化投資事業有限責任組合」)を設立し、株式会社四銀地域経済研究所と共同運営を開始
- ⑤平成 27 年 12 月 17 日に、株式会社池田泉州銀行と共同で地域活性化ファンド(名称：「SI 地域創生ファンド投資事業有限責任組合」)を設立し、池田泉州キャピタル株式会社と共同運営を開始

⑥平成 27 年 12 月 25 日に、株式会社常陽銀行と共同で地域活性化ファンド（名称：「いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合」）を設立し、株式会社常陽産業研究所と共同運営を開始

イ) 設立したファンドにおける投融資実績  
：投融資実行件数 12 件、投融資実行額 2,077 百万円

(2) 会 社 名：NCB キャピタル株式会社

設 立：平成 27 年 1 月 5 日（特定経営管理決定：平成 26 年 12 月 19 日）

所 在 地：福岡県福岡市

資 本 金：10 百万円

業 務 内 容：九州地区における地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等

活 動 状 況：ア)平成 27 年 1 月 31 日に株式会社西日本シティ銀行及び株式会社日本政策投資銀行と共同で地域活性化ファンド（名称：「NCB 九州活性化投資事業有限責任組合」）を設立し、運営を開始

イ) 設立したファンドにおける投融資実績  
：投融資実行件数 1 件

(3) 会 社 名：REVIC パートナーズ株式会社

設 立：平成 27 年 3 月 9 日（特定経営管理決定：平成 27 年 3 月 6 日）

所 在 地：東京都千代田区

資 本 金：50 百万円

業 務 内 容：地域の核となる企業の早期経営改善等を支援する投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等

(注 1) 上記「再生支援対象事業者の概要」において記載している地域は、各事業者が主たる事業を営んでいる地域を記載しています。

(注 2) 記載の金額は、表示単位未満を四捨五入しています。

以上